

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 25 年度 第 12 回定例  
9 月 26 日（木）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 25 年 9 月 26 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 25 年 9 月 26 日 (木) | 開会           | 13 時      |
|   |           |                      | 閉会           | 15 時 20 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委 員                  | 金 子 容 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 齊 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 鈴 木 啓 之              | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 櫻 井 洋 二              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 学校教育課長       |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 小 関 雅 司              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 山 田 文 子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 土 井 宏 晃              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 伏 見 光 博              | 教育総務課参事      |           |

#### 4 その他

( 1 ) 第 23 号・第 24 号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 4 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、金子委員、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第 24 号議案と報告事項 4 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第 24 号議案と報告事項 4 を非公開とし、公開案件から審議を始める。

< 非 > 第 24 号議案 教職員の懲戒処分

< 非 > 報告事項 4 平成 26 年度静岡県公立学校教員選考試験結果

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

第 23 号議案 「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化対応方針

委 員 長： 議案書 1 頁「第 23 号議案 「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化対応方針」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 前回の協議会での提案よりも教育監の権限が狭まったが、実際には教育次長の命令を受けて動くのか。命令系統と予算執行権限の詳細を教えてください。

教育総務課参事： 教育監は全体の課を通して、学校教育関係について意見を出すことができるポストである。最終的には教育長や教育次長から直接または間接的に指示を受け、学校教育関係についての責任を持つことになる。

溝 口 委 員： 網掛けの部分の課に関しては、教育監の権限は教育次長と比肩するのか。

教育総務課参事： そうである。教育監は網掛け部分の課について統括し、教育次長に報告することになる。予算権限は教育次長にあるが、予算についても意見が言えるということである。

溝 口 委 員： 課の数がこれまでの 17 課から 20 課に増えるが、責任体制を明確にするためか。中でも地域支援課（仮称）はわかりやすく、市町の自立を促す意味で、戦略的にも有効であると感じる。

教育総務課長： 課の数が増えたのは、現在の課題として学校教育課が大きくなりすぎて、課内に室長を置いて対応していることによるものである。決裁にも時間がかかり、その結果として室長にかなり決裁権が与えられている。今回の改編では学校教育課の再編制も目標の一つとしており、数が増えることで複雑化・煩雑化するのではなく、大きくなった課を動きやすい規模にすることを目指している。また、各課は独立しており、学校を人事と指導の両面から支援していくことにより、それぞれの機能が集約され機能しやすくなると思う。

地域支援課についてであるが、かつての教育事務所は学校教育課と教職員課があり、独立して動いていた。平成 21 年度の改編で機能別に分かれ、今回また一緒になるが、その考え方は「地区担当制」であり、担当する地区の学校を個別に把握して、学校側から要望が来てから応えるだけでなく、学校訪問や経営的な指導・支援を行うことも可能になる。自分の担当する地区があり、教科指導や生徒指導だけではなく、人事も絡めながら総合的に学校を支援していくことになる。総合教育センターも学校に近かったが、より学校に近い教育事務所に担当を置いて学校や市町を支援していくことを考えている。そこが、これまでと手法を変えたところであり、複合的でかつ一元化という点が今回の柱である。

斉藤委員： 組織の見直しを実行するに当たり、現在直面している学力向上について、スピードを持って対応しなければいけないが、新しい組織見直しの中で、学力向上をどのように実現していくかが一番のポイントである。特に教育監は学力向上やいじめなどの学校における特命事項について担当するので、どのような命令系統で何を行うのか、位置付けをしっかりと考えてほしい。また、実際には市町が主体的に取り組んでいくことになるので、市町への支援の内容を精査した上で、地域支援課が適切に助言や指導していく体制作りが大切である。

教育総務課長： 市町との連携のプランでは、学校指導計画を市町ごとに分析しながら、それぞれどのような支援が必要かを書面上で調整していく。さらに、指導主事が学校を回って情報を集め、「この学校にはこういう支援が必要だ」のように具体的なレベルまで分析できれば、そういう点を支援していく。もちろん、学校の状況をつかみながら、教育事務所だけでなく、市町と連携してやっていく。グランドデザインも含め学校経営という視点から、指導していきたい。

学力向上についても、教育監の役割は非常に重く、教育長や次長の指示を受けて教育監がとりまとめていくことになるが、それぞれの課の中で対策をしなければいけないところもあるので、組織再編を検討していく中で、問題に特化したシステムも考えていきたい。いずれにしても、事務所や市町と連携し、教科指導力や生徒指導まで含めた学校の経営という視点で学校支援をしていく。さらに事務局組織では教育監がそれらを横断的に統括していくので、そこでできる範囲で指示・

支援していくことを考えている。

金子委員： 学力向上の点で、実際にどのような改革がなされるかが大切である。地域支援課でも指導主事が現場に出向くことで効果はあるとは思いますが、従来の教え方と同じことをやっても効力は限られる。他の成功例の手法など従来とは異なるやり方もある。それについては、総合教育センターの指導主事が支援をしていくということによいか。

教育総務課長： 総合教育センターには小中学校の指導主事もいるので、連携をとりながらやっていきたい。例えば、学力向上の施策が出たときに「このような指導方法がある」と総合教育センターの指導主事が広めていくことを想定している。

金子委員： 華やかな改革ではなくても、学力上位県で地道に取り組んでいることが多くあると思うので、静岡県の学校に合うようにしながら、学力向上策の開発を進めてほしい。子どもたちに学力がつくことで、ひいては生きる力につながっていくと思う。

教育総務課長： 本庁にも学力向上の担当部署があり、研究・研修の機能を強化する総合教育センターの指導主事との連携を模索している。地域支援課は今まで以上に学校の近くに配置することになり、より市町や学校と連携が取りやすい状況になるので、それぞれの機能とメリットをうまく融和させていきたい。あまり背伸びしすぎずに、今うまくいっているところはそのまま、進めていきたい。

加藤委員： 教育委員会制度では、教育委員がいてその下に事務局がある。市町教育委員会も、教育委員が審議決定し、その下に市町の教育委員会事務局がある。その権限についてもきちんと整理し、市町教育委員会がすべきことについては、県の教育委員会が指示するのではなく、市町教育委員会で独自に検討してもらうことが大切である。その上で、県には全県のデータがあるので、県の各地域の格差を伝え、市町の教育委員会の問題意識を持ってもらうなどの対応をすべきである。そうしないで事務局だけきれいに統合されると、県教育委員会事務局から市町教育委員会事務局に出された指示で動くだけになり、市町教育委員会が会議体・決定機関として宙に浮いてしまうが、それは我々が望むところではない。県立高校では、我々が決めて事務局に伝えると、各県立高校の校長に伝わるが、義務教育についてはそうではない。我々は県全体の義務教育を俯瞰した中で問題点や改善策について助言するが、市町教育委員会が主体的に改善を行うかどうかが大変である。市町は自分が管轄している教育行政に大きな責任があることを自覚してほしい。そうではなく、県から指示を待つようになると、民主的な地方自治の運営ではなくなってしまう。

溝口委員： 地域支援課がダイナミックに動けば現場も迅速に動くので、ここが鍵になる。逆に市町が形骸化しないようにするための支援であるが、その担当の指導主事がコーディネーターとして機能するかがポイントで、職員団体などが口を出して妨害する状況などにならないように、風通

しの良い組織にしてほしい。市町教育委員会は、民間の委員の意見を反映できる第三者的な立場なのでよいが、7頁の地域支援課の説明では市町教育委員会が見えてこない。地域支援課は文化を創るきっかけになりうるので、連携も見えるようにして、インセンティブな仕掛けも必要かと思う。

教育総務課長： 今回の議論の根本には、県と市町の役割分担や責任の明確化がある。それぞれの責任でやるという大前提があるため、今回も「市町の自立を促進」が第一の方針として出ている。今回の改編では、市町の役割に基づいた自立を目指しているが、市町に任せてばかりでは全県の現状が見えてこない。静岡県全体を見て水準を上げていく必要があり、それが県教育委員会の仕事である。「教育水準の維持」、「支援が必要な市町への適切な支援」、「職員の研修」などは県がやっていくが、それ以外は最終的には市町が主体となってやっていく。ただし、現状でできるかといえは難しいので、これができるように組織改編をして支援していくということであり、恒常的に行うのではなく、市町が自立していくことで支援が必要なくなることもありうる。市町が前面に出てもらえるように意識して、今回の改編を考えている。時間はかかるかもしれないが、自立してもらえるように目標を持って進めていければと思う。ただ、教育事務所には給与など人事管理をする総務課があり、事務職の担当者が行っており、教育事務所の職員すべてが教員となるわけではない。第三者的とは言えないまでも、違った視点から学校経営に助言できることを期待している。このように、今は見えない内容もあるので、御指摘いただいたことを認識しながら、最後の詰めを進めていきたい。

委員 長： 有効に機能するために、市町にはそれぞれ事情ややり方があるので、それに応じた柔軟な対応をしてほしい。市町それぞれのやり方があったしかりであるし、県としてもバランスをとり、それぞれの立場で、子どもたちのための支援をしてほしい。また、今回人事課がなくなるが、各課で人事を行うのか。人事面を含めて共通理解が大切であり、即効性で結果を出さなければいけない課題もあるので、ある程度目標を決めていく部分もあっていいと思う。

教育 長： キーワードの一つは市町の自立促進であり、35市町でそれぞれ状況は違うので、状況に応じてやっていかねばならない。最終目標は7頁にある「市町の自立のための支援策強化を行い、その自立状況を把握し、状況に応じて縮小し、最終的には県の行うべき業務として教育水準の維持に対する市町への指導、法定研修の実施を想定」である。また、地域支援課の指導主事の学校への関与であるが、今までは一人ひとりの教員の授業力向上に重点が置かれていたが、今回は学校担当の指導主事が現場に行くことで、例えばその学校の国語教育を組織としてどうすればいいか、などの視点で、管理主事と共に学校診断的な指導ができるようになる。そして教育監であるが、今回の学力問題のように「事務局内に組織を作って早急に」という場合にリーダーになっ

て関係課の課長や補佐クラスを集めて対策を担当していくということである。従来は教育次長がやっていたが、教育次長は県や事務局全体を見渡す役割があり、特命事項は教育監に小回りよくやってもらうことを考えている。

加藤委員： 学習環境は地域によって異なっており、学習環境を整えるときに「教員をどのように配置するか」、「学校での教え方をどうするか」だけでは格差の是正にはならない。裕福な市町では放課後教室や学童保育に力を入れているところもある一方、やりたくてもできない市町もある。子どもが家に帰って何も勉強しない、という現状があるとすれば、県教育委員会だけではなく、各市町の教育委員会が各市町の首長に対応を要請して地域の教育問題として解決するのが民主的な教育委員会である。それは県教育委員会ができることではなく、市町の教育委員会が気づいて、自ら行動をおこすことである。効率化しすぎてしまい、文部科学省の指示を垂れ流すだけでは、地方自治の根幹である教育委員会制度が成立しなくなる。それについては県から市町へ伝達する場合にも同じである。

加藤委員： 役所は組織を絶対視しがちであるが、やってみてうまくいかなければ修正するくらいの気持ちで進めてほしい。

教育総務課長： 了解した。

斉藤委員： 組織図の網掛け部分について、説明してほしい。

教育総務課長： 網掛け部分は、今回特に変更がない部分である。

溝口委員： 総合教育センターなど名称の変更はないのか。

教育長： 事務所名も含めて、名称についてもこれから検討する。

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員長： 第23号議案を原案どおり可決する。

## 報告事項1 静岡県教育情報化推進ワークショップの実施報告

委員長： 報告事項1頁「報告事項1 静岡県教育情報化推進ワークショップの実施報告」について奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 参加者全員が意見を交わせるブレインストーミングの手法であるが、非常に充実したやり方であるので、ITだけでなく引き続いてこの手法を用いて活発な意見交換をしてほしい。

加藤委員： ICT化は教職員間の事務連絡などにはすぐに活用できると思うが、根幹は教育にいかに関活用するかである。教育への活用としては、コンテンツの問題が出てくる。例えば民間の塾では、中学生や高校生など自主的に学習できる年齢になると、習熟度別にビデオ化した講義教材を使うことで、習熟度の高い子から低い子まで対応していく。35人学

級でもできる子からそうでない子までいて、先生が十分には対応しきれないが、それぞれのレベルに応じた講義をビデオ化しておくことで、子どもたちにそれを見せて、先生は巡視しながらわからないことを個別に指導できる。今までのように黒板を使って、できる子からそうでない子まで教えることではできないことができるようになる。ただ、タブレット用のソフトを作るとなると、相当な人数が必要であるが、授業に定評のある先生のビデオを撮っておけば全県で活用できる。いかにコンテンツを手軽に作るかを考えないと、ソフト業界などの業者に利用されてしまう。民間の塾でもやっているが、自分たちの仲間のビデオを撮ることで十分できることだと思う。

溝口委員：宿題やプリントをネットワーク上に入れておけば、復習などで活用できる。

情報化推進室長：今言われたことは、「戻り学習」として、例えば小学6年生が小学3年生の学習内容が分からなくなったときに、小学3年生の授業をVTRに撮っておいてクラウドに入れておけば、もう一度本人がそこから取り出して実践できるというものである。なお、2日程前に佐賀県武雄市で反転授業を試行するという新聞報道があった。学校の授業をVTRに撮り、子どもたちはタブレットを使って家でそれを見て学習し、わからないことを学校の授業でサポートしていくのだが、このような先進事例も今後の参考にしたい。

加藤委員：ただし、基本的に先生が必要である。分からないことを探して3年生まで戻って学習するという判断は、先生がやることであって「これがあるから、これを見なさい」と言ってあげないと、子どもは分からないことが分からない。それを教えるのが先生であり、先生がいないということではない。

斉藤委員：先生も必要だが、紙の教科書も必要である。ICTは学力の向上のために活用するツールであり、基礎学力は書く力と読む力である。秋田県ではノートを3冊しっかり書かせており、タブレットを活用するよりノートを書くことが大切だ、という考え方もある。授業をわかりやすく理解させるために使うわけであり、学力の向上には書かせたり読ませたりする量が必要だと思う。

溝口委員：書くことについて、自分の子育てに共感する部分がある。自分の子どもはタブレットで読み方を覚えたので読むことはできるようになった。しかし、鉛筆で書くエネルギーがなくて、書くことを嫌がってしまう。ICTをやりすぎたと反省している。古典的であるが、ノートに書くこともやらせるべきであった。

加藤委員：書くことと読むことも大切だが、もっと基本なのは子どもの言うことを大人が最後まできちんと聞くことである。子どもの発言は最初の二言三言で先が分かってしまうので、親はついおざなりな対応をしてしまうが、最後まで言わせて、発表意欲がなくならないようにすると、次には紙に書いて訴えるようになる。まずしゃべらせて自己主張させ、



最後まで聞き取ることが一番の基本である。そうしないで、いきなり「書け」といわれてできないだろう。

齊藤委員： ICT化によって職員会議でパソコンばかり見て他人の目を合わせられない若い先生が増えてきている。全部をパソコンでやるようになると、人とコミュニケーションができない先生を育ててしまう。そのような先生は、アイコンタクトで子どもと接することができず、子どもを教えられないと思う。

加藤委員： 教育者だけではなく、親もそうである。周囲の発言を許容することから始めないといけない。

委員長： 子どもは自分の発言が受け入れられたことで、自信をつける。それが「また言ってみよう」という意欲につながる。最後まで大人がきちんと聞き取り、受け入れてから子どもに返せばいいが、受け入れる前に返してしまったりすると、子どもにとって受け入れられた感が育たない。便利な道具も使い方次第であり、有効に使って取り入れつつ、大事なものは継承してほしい。先進的な情報も仕入れてまた報告してほしい。

金子委員： 付属幼稚園の信条としていることだが、子どもがちょっとでも発言し出したら、大人はしゃがんでその子どもと目線を合わせ、聞くことに徹すべきである。そうすることで次の日、その子はかなり発言するようになる。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 いじめ防止対策推進法への対応～いじめ防止基本方針の策定～

委員長： 報告事項5頁「報告事項2 いじめ防止対策推進法への対応～いじめ防止基本方針の策定～」について興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 委員会のメンバーはどうなっているのか。

学校教育課長： 以前報告したが、市町の教育委員会などに呼びかけて準備中である。

溝口委員： また報告してくれるのか。

学校教育課長： そうである。国や学校は策定すべきもの、地方公共団体は策定に努めるもの、と規定されているが、学校現場を支援するために県や市町も策定する方向で動いている。

加藤委員： 県議会議員からも、いじめ問題についてマニュアル的な対応をしすぎると、かえってこじれてしまうとの指摘があった。いじめは現象としては同じであっても、それぞれ途中経過が異なっており、現場で考えることを停止させてしまうようなマニュアル的な指示はすべきではない。

- 溝口委員： いじめにロジックはなく、問題を透明化させることが解決につながる  
ので、閉塞化するのではなく、顕在化しやすいように進めてほしい。
- 委員 長： 各市町立学校については、市町教育委員会が決めたとところで校長が策  
定していくということか。
- 学校教育課長： 学校ごとの実情に合わせて策定することになる。
- 委員 長： 学校独自のものでよいということか。
- 学校教育課長： そうである。
- 委員 長： 子どもたちの中でいじめがなくなればよいが、そのような中で生き抜  
く力をつけていくということだと思う。  
他に異議はないか。
- 全 委 員： （特になし）
- 委員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 「防災の日」文化財等救済防災訓練の実施

- 委員 長： 報告事項8頁「報告事項3 「防災の日」文化財等救済防災訓練の実  
施」について土井文化財保護課長より説明願う。
- 文化財保護課長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 質疑等はあるか。  
今回が初めてとのことだが、良い取組である。今後も継続して行って  
いくことで、支援員にも定着していくのではないか。支援員の反応は  
どうであったのか。
- 文化財保護課長： 実際にやることで「確認に手間取った」などの感想があり、意識を育  
むことができた。支援員によっては、5時間ほどかけて担当の地域を  
回って報告をしてくれた人もいた。ボランティアで強制ではないが、  
訓練を重ねることで参加率も上げていきたいと考えている。
- 委員 長： 今後も年一回の「防災の日」に行うのか。
- 文化財保護課長： 今後もこの日には行っていきたい。
- 委員 長： 報告事項3を了承した。

### 報告事項 平成25年10月の主要行事予定

- 委員 長： 報告事項10頁「報告事項 平成25年10月の主要行事予定」につい  
て、杉本教育総務課長より説明願う。
- 教育総務課長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 報告事項を了承した。

### 【閉会】

- 委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成25年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。